

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和7年度第2回津市久居アルスプラザ管理運営検討懇話会
2 開催日時	令和8年2月26日（木） 午前10時から午後0時25分まで
3 開催場所	津市久居アルスプラザ 1階アートスペース
4 出席した者の氏名	(津市久居アルスプラザ管理運営検討懇話会) 委員 私立大室美術館館長 大室 佑介 委員 久居文化協会会長 中森 堯子 委員 津市文化振興審議会会長 山田 康彦 (津市久居アルスプラザ指定管理者) 株式会社ケイミックスパブリックビジネス 第三統括支店 副支店長 鐘江 亮介 第三統括支店 井出 風人 久居アルスプラザ 館長 脇岡 宗一 総務課長 中村 浩 事業課長 鹿毛 貴之 営業課長 西田 正徳 (事務局) スポーツ文化振興部部長 勢力 実 スポーツ文化振興部次長 今井 博之 文化振興課 課長 栗本 みどり 同 文化ホール施設担当(兼) 事業担当主幹 柳原 雄樹
5 内容	津市久居アルスプラザ指定管理者評価マニュアル評価項目の見直し 令和7年度管理運営状況等について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴人	0人
8 担当	津市スポーツ文化振興部文化振興課 電話番号 059-229-3202 E-mail 229-3250@city.tsu.lg.jp

議事の内容 下記のとおり

事務局より説明

- ・開会宣言
- ・スポーツ文化振興部長挨拶
- ・会議成立及び会議公開の報告

事務局：それでは、津市久居アルスプラザ管理運営検討懇話会設置要綱第6条の規定に基づき委員長が議長となることとなっておりますことから、ここからの進行は、山田委員長にお願いいたします。

山田委員長：それでは事項書に沿って会議を進めていきたいと思ひます。今回の議題である評価マニュアルは、第2期の指定管理の評価をする上で、基本的な評価基準となりますのでぜひいろいろご意見をいただければと思ひます。事項1「津市久居アルスプラザ指定管理者評価マニュアルの評価項目の見直し」について事務局から説明をお願いします。

事務局：失礼します。それでは事項1を進めさせていただきたいと思ひます。こちらの事項1

では、資料の１と２を使用させていただきます。今回の評価項目の見直しというのは、令和７年度から第２期指定管理期間に切り替わったことから、新たな期間の要求水準書の内容に基づき、評価項目を改めて設定しようとするものです。そこで、この具体的な評価項目の修正案、資料２がその修正案になりますが、その前に指定管理期間の第１期と第２期における、要求水準書の主な変更点というのを簡単に説明させていただきたいと思います。その内容をまとめたものが資料１になりますので、まず資料１をご覧ください。大きく項目が１から４までございます。まず「１ 企画提案事業の拡充」です。この内容が一番大きな変更点になりますが、本指定管理において、最も重要な業務の一つである文化芸術に係る鑑賞や創造のための企画・実施を行う事業である企画提案事業、従前の期間までは自主事業と呼んでいたものですが、第１期指定管理期間におけるこの事業の規模を維持しつつ、内容については更に拡充させる方向への見直しを行いました。主なものとして、従来の事業区分としまして、創造事業・鑑賞事業・普及育成事業・協働事業・国内国際交流事業という５つの分類に区分して事業を行うよう要求水準書に定めていましたが、その５つの分類に加えて、「地域文化ホール活用事業」という事業区分を新設しました。下に書いてある表に、その内容をまとめてもらっているんですけども、一番下の（カ）の「地域文化ホール活用事業」が第２期指定管理期間での新設の事業になります。この「地域文化ホール活用事業」は、久居アルスプラザという指定管理施設以外の施設も活用するという事で、津市内の各地域にある他の文化ホール施設を活用して、各地域の文化芸術振興や地域活性化を図るということを目的としています。具体的には、津リージョンプラザや白山総合文化センター等の各地域にある９つの文化ホール施設を会場として、施設や地域の特性を活かした事業を実施しようとするものです。こういった他の文化ホールを活用した事業というのは、第１期の指定管理期間においてもアウトリーチ事業の一環で、年２回ほど実施されていた実績はございますが、この事業区分の追加によって、他の文化ホールを活用した事業の要求水準本数としては年間９本以上という形で拡充されています。その他にも「企画提案事業」に関しては、従来の区分の事業の中でも、たとえば（ウ）「普及育成事業」の中で色々な種類の事業を求めています。その中でも第１期指定管理期間を見る中でニーズが高いと思われた、親子向け・子ども向けの事業についての要求水準本数を増加する等の修正を行っております。次は「２ 利用者数、利用率等の目標値の見直し」です。こちらは貸館の利用者や企画提案事業への来場者の人数である利用者数、久居アルスプラザの建物自体にお越しいただいた人々の人数である来館者数、そして各施設の貸館の利用率です。こういったものの目標値を、要求水準書に設定しています。第１期指定管理期間においては、まだ久居アルスプラザの開館前に要求水準書を策定しましたので、類似規模の施設である津リージョンプラザの年間の利用者数等をベースにして久居アルスプラザの目標数値の積算を行いました。結果的に、実績としてはその目標を大幅に上回る状況となったため、今回、第２期指定管理期間にあたっては、この第１期の実績に基づいた積算を行って目標数値の再設定を行いました。年間利用率、これは各貸館施設の利用率の平均値ですが、年間利用率としては７０％から７５％、年間の利用者数に関しては７万人から１１万人、来館者数としましては８万５千人から２０万人というように大幅に増やしています。次に「３ インセンティブ・ペナルティ制度の見直し」です。こちらは指定管理者の業務への意欲向上を図ることを目的として、様々な条件を設定して、その達成度合いにより指定管理料を増額または減額するインセンティブ・ペナルティの制度を設けておりましたが、第２期指定管理期間にあたっては、その条件達成によって指定管理料を増額するインセンティブの制度については廃止することにしました。ただし、減額することになるペナルティの部分については、利用者の声や管理運営検討懇話会での評価を反映させるために継続させていただきました。更にペナルティの部分については、事業提案の未達成に係るペナルティという部分を、第１期にはなかったものですが設定しました。こういったものかということ、昨年度に第２期指定管理期間の公募を行って、指定管理者を希望する者が応募

してきて、市からの指示に従った提案書を出してきております。提案書の中では、指定管理者になったらこういったことが実施できます等の内容を提案してくるんですけど、その中に、津市として地元経済への貢献というのを指定管理の中で求める中で、地元へ落とす事業経費の割合というのをどれくらいで見込んでいるかを提案書の中に書くように求めていました。その内容について、提案の中で良い数字を言ってしまうんですけど、その内容と実績があまりにも解離しているようでは困るので、そういった部分についてもちゃんと実績を見比べて、提案の時に出した数字との達成度合いを見て、あまりに達成の程度が低いようであればペナルティを課すという、そういう内容を募集要項に今回書かせていただいております。最後の「4 その他施設運営の活性化やサービス向上に向けた要求水準の見直し」です。これは様々な部分がありますが、施設運営の活性化、更なる利用者サービスの向上の観点から要求水準の見直しを行ったもので、代表的なものを記載させていただいています。1つは子育て世代に向けたサービス向上策、これは事業の中でも子育て世代、親子や子どもたちのイベントのニーズというのはやはり多いという部分はあったんですけど、環境的な部分でのサービス向上策という要望もございましたので、そういった部分について要求水準書に明記しており、具体的には子育て世代に向けたサービス、託児サービスの設置等ということを文言として書かせていただいています。2つ目、市民を優遇したサービスの拡充ということについては、意見を頂いた中で、元々の第1期指定管理期間の要求水準書にも記載自体はありましたが、それをもう少し拡充させる形で、複数の事業で市民のサービスの優遇、たとえばチケットの先行予約や価格の割引販売等をするように盛り込みました。3つ目、カフェ運営における福祉に寄与する人員雇用の要件の廃止という部分ですけども、こちらについては以前からこの懇話会の中でもお話しさせていただいていました。評価項目の中にも、カフェの運営において、障がい者等、福祉の観点からの雇用の配慮を行う、雇用に努めるという内容がありましたが、第1期のアルスプラザのカフェの運営においては、こういった人員雇用には至っていない状況でした。しかし、スペース的にも狭小な環境であって、そういった人員活用を要件に設けることで一定の制約を受けるという状況がございましたので、カフェ運営については比較的自由度を高めて、より活性化を図ろうという観点から、カフェ運営に限定した福祉に寄与する雇用の配慮という条件は削除することにしました。一方で、施設全体としては引き続きそういった雇用の配慮は努めていただくという形で、必須条件でありませんが配慮はしていただくというような変更を行っております。これが資料1の要求水準書における主な変更点の説明になります。それでは続いて資料2をご覧ください。これは参考資料としてお配りしている津市久居アルスプラザ指定管理者評価マニュアルの中で、指定管理者の業務の評価を行う時の評価項目を細かく書かせていただいておりますが、その内容の修正案ということで、評価項目を表形式で抜粋する形で作らせていただいたのがこの資料2です。この表の左側の部分が、第1期指定管理期間における評価の項目になっておりまして、その右隣、色の付いている部分が第2期指定管理期間における評価項目の修正案になっています。さらに裏面の一番下の方にはありますが、評価マニュアルに書かれております評価項目以外に、評価を行った場合、「◎」、「○」、「△」、「×」を行った場合の配点の部分がありますが、その部分についても併せて修正を行わせていただきたいと思いますので、それも記載させていただいています。記載内容を整理して変更した箇所は赤字にしております。その中でも、先程資料1で説明した要求水準書の変更に伴う修正箇所については分かりやすいように青字にさせていただいております。この見直しの基本的な考え方としては、指定管理期間の切り替わりによる要求水準書の変更に伴うものですが、従前から各項目を実際に評価する際に、基準が曖昧でどのように評価するのかわかりにくいといったご指摘も頂いておりました。そうしたことも踏まえまして、今回の修正のタイミングに併せて、評価項目の構成や文言というものを全面的に見直すこととしました。具体的な変更の内容ですが、まず評価項目の数、これが従来は48項目ございました。こちらを今回だいぶ数を減らしまして、

項目の整理・集約、精査をする中で減らさせていただいています。これは1個1個の項目が細かく書いてあっても、それぞれの評価の基準というのは曖昧なままであったという部分がありました。また津市の指定管理者施設全体の総合評価における標準様式というものがございまして、その標準様式の評価項目が全部で20項目です。それと比べると、この久居アルスプラザの評価項目は非常に細かく作ってあったんですけど、今回その部分を再度整理しまして、標準様式の内容も踏まえながら整理をした結果、「◎」、「○」、「△」、「×」を付ける評価項目自体の数は27項目まで減らしました。一方で「評価の指標」という項目を新たに設けさせていただいております。これは、要求水準書や、指定管理者が公募時に提出した提案書の内容をもとに、実施や達成をしてもらわないといけないと判断できる内容を、より細かく具体的に記載したものになります。この指標を、27項目ある評価項目の中にそれぞれ設定することによって、直接的に評価を行う際の基準とする位置付けにさせていただきたいと思い作らせていただいております。構成自体が今回評価項目という、実際に「◎」、「○」、「△」、「×」を付ける項目と、その中で実際に評価する時の基準、指標とさせていただく項目をより細かく書かせていただいている、この二段構えの内容にさせていただきたいということです。たとえば、評価の考え方としまして、評価項目を「◎」、「○」、「△」、「×」を付ける時に、右側の「評価の指標」の各内容を見て、これら全てが達成されていれば、その達成度合いにもよりますけれど、「◎」か「○」にするということになります。基本的には達成出来ていると判断できるが、一部改善を求めるような状況があるような場合については評価を「△」とします。「評価の指標」の中で、一つでも実施あるいは達成できていないものがある場合は、その項目は「×」とします。「評価の指標」によっては目標値という部分もありますので、目標値に対しての実績の未達成の度合いで判断する場合がありますが、基本的にはそれが達成できていない場合は評価を「×」とする。そういった考え方を基本としたいと思います。ただし、「評価の指標」に書いてあることも、要求水準書に書かれている内容のすべてを網羅できるものではないので、そういった部分については一つ一つ評価していく中で、「評価の指標」に書いてあるもの以外でも、要求水準書等の内容に基づいて評価すべき点がある場合はその内容も加味して、総合的に評価を行う、基本的にはそういった考え方です。それを事務局評価としてまずお示しさせていただいて、懇話会の場で委員の皆様の意見を聞かせていただく、そういった形で考えております。評価項目の修正案について、今から具体的な説明をさせていただきますが、全部を細かく説明していくとお時間の都合もありますので、ある程度主な部分、要点を絞って説明をさせていただきたいと思いますので、その後でまたご意見等いただければありがたいです。まず一番左の区分、管理状況、運営状況、自主事業（企画提案事業）、雇用・労働条件、収支状況とある内の管理状況の部分です。従来は(1)から(9)までございましたが、これを(1)から(8)という形に一部集約をさせていただいております。全体的には、第2期の指定管理者要求水準書を踏まえた文言修正がほとんどではありますが、大きな変更点としましては、第1期指定管理期間における、(7)効率的・効果的な管理運営の部分です。ここが「ア」から「カ」まで細かく分かれていましたが、この部分を少し大きく構成を変更しています。特に前半部分の、効率的・効果的な管理運営の観点での内容になっていたところについては、それぞれ別の項目の、施設設備の保守点検、委託業務の部分や、収支の關係に資するところの内容であった部分がありましたので、要素的には他の項目に集約をさせていただく形で今回整理させていただきました。特に第1期の時のオとカの部分がいわゆる環境の配慮への取り組みという部分で、先程申し上げました津市の指定管理総合評価の標準様式の中にも同様の項目がありましたので、今回この観点としましては、環境への配慮という内容にさせていただいております。評価項目としては、環境負荷の低減に向けた取組が行われているかということで、それを判断する手法といたしましては、要求水準書等の内容に基づいて3つ書かせていただいております。グリーン購入の取組が行われているか、省エネルギーに向けた取組が行われているか、この辺が元々の区分にあった光熱水費の縮減

など省エネへの取り組みというような部分でございます。あとは廃棄物の削減の取組が行われているか、そういった3つの点で評価を行っていくということをさせていただきたいと思っております。管理状況は主なものとしてはそのようなところです。次に運営状況の方です。こちらは項目数としては、(1)から(6)までで変わりませんが、内容については文言修正を多く行っています。まず(1)利用状況の部分です。ここの部分は、評価の項目自体は大きくは変わっていませんが、要求水準書に示された目標水準を達成しているかというところで、資料1で説明しました利用率・利用者数・来館者数の達成度合いを見て評価を行っていた項目です。この部分では、基本とする目標水準が変更となりましたので青字にさせていただいています。利用率は75%、利用者数は11万人、来館者数は20万人、こういった目標水準を達成しているかというところで評価を行いたいと思っております。次に(2)利用者満足度の向上の部分です。ここについては2つの項目にまとめさせていただいています。1つは利用者から高い満足度を得られているかという従来と同じような形ですが、これについては利用者アンケート等の満足度調査の結果等を踏まえて判断したいと思っております。2つ目の部分です、利用者や来館者の誰もが快適に施設を利用できるようサービス向上の取組が実施されているかということで、1つ目が利用者満足度の向上という満足度調査を基にした数値的な評価という部分であれば、2つ目は実際にどのような取り組みが行われているかというものを、要求水準書や提案書で求めている内容の達成がされているかという観点で評価を行っていきたいというものです。この中に、先程の資料1で申し上げた変更点の一つが反映されておりまして、従来、障がい者の方、高齢者の方、外国人の方、そういった様々な方が不自由なく利用できる環境やサービスを提供するというふうにありましたが、この中に「子育て世代」や「託児サービス」といった言葉を要求水準書に追記しておりますので、それらが達成されているかという指標とさせてもらっています。続いて運営状況の一番下の、(6)カフェの運営の部分です。この部分について、従来からある項目ですけれど、もう少し要求水準書の内容等に基づいて整理させていただきまして、項目としては販売促進や賑わい創出、地域還元の取組が行われているかということで、大きく3つの項目を評価指標にも書かせていただいていますけれども、1つ目は、地域還元ということで、いわゆる地元業者の活性化や地元雇用に努めているかという部分、2つ目は、カフェ自体の運営にあたって販売促進やサービス向上のための取組というのが行われているかという部分です。3つ目の賑わいづくりの場として積極的な活用が行われているかという部分ですけれども、これは要求水準書において企画提案事業の項目の中に、ホールだけではなく施設を活かすような形での賑わいづくりを求める項目がございました。その中で例として、カフェや情報ラウンジも活用した賑わいづくりの場をとという形で求める内容となっておりますので、そういった項目を付け加えさせてもらっています。これについては、第1回の懇話会の時に園部委員からご提案いただいた、カフェを活用した事業ができていいのではないかとという話もございましたので、そういう点についても指定管理者に求めていく形で評価できる項目になるのではないかと考えています。運営状況としては、説明は以上となります。それでは裏面をご覧ください。次の区分は自主事業、今回からは企画提案事業と呼んでいます。ホール舞台での公演や、ワークショップ、コンサート等を行う企画提案事業の項目になります。創造事業、鑑賞事業、普及育成事業、協働事業、国内・国際交流事業、そして今回新たに(6)に新設した地域文化ホール活用事業と、もう一つ(7)に企画提案事業の全般ということで、これは要求水準書に事業全般に関して求めている内容というのもございますので、それらを別項目で評価できないかということで、項目として新たに付け加えさせてもらっています。各事業とも、要求水準書の内容を踏まえて、改めて文言の見直し・整理はさせていただいております。評価の指標については、要求水準書に書かれている内容をベースに書かせていただいておりますが、一部要求水準書に具体的な記載はない箇所もあります。たとえば、創造事業ですが、評価の指標の考え方としましては、評価項目あるいは要求水準書に書いてある「津市の特性を活かした」という部分です。これ

は第1回懇話会の時に大室委員からもご指摘いただいたんですけれども、それをどのように評価するのかというのは難しいがこういった基準があるのかということをおっしゃっていただいて、具体的な内容は第1回懇話会の時点ではご説明できなかった部分もありました。ここについては、第1期指定管理期間における実際の指定管理者の実施してきた内容も参考にさせていただきながらという部分はございますが、文化や伝統、環境等の様々な観点から津市の独自の要素を事業や作品づくりに取り入れていただいているかということとしました。これは過去の事業であれば 周辺の商店街の空き店舗を活用した展覧会を開いていただいたり、津市の街の状況を踏まえながら映像制作を街に入っていくって行っていたり、そういった事業もございました。それらは津市独自の要素を取り入れて事業や作品制作に活かしていただいている部分もございましたので、そういう点を評価したいというのが一つです。もう一つは、市内のアーティストや活動団体などを積極的に活用した取り組みが行われているか。大きくこの2つを「津市の特性を活かした」という部分の具体的な仕様としては考えたいと思っております。それ以外では、要求水準書に示された本数、これは各事業区分共通の部分ですけれども、元々の評価項目の中にも別建てであったものですが、評価指標の中に入れて、総合的にその事業区分を評価するというように考えています。2つ目以降の事業についても、基本的には要求水準書の内容をベースにした指標として書かせていただいております。新設の(6)地域文化ホール活用事業につきましては、市内のアルスプラザ以外の各地域の文化ホールを活用して、文化芸術の振興や地域活性化に繋がる事業が実施されているかという項目にさせていただいております。評価の指標としましては、各文化ホールを拠点として実演芸術等を身近で気軽に親しめる機会が創出されているか、施設や地域の特性を踏まえた企画が行われているか、そういった様々な部分を要求水準書や提案書の内容を踏まえて書かせていただいております。もう一つの新設の(7)企画提案事業全般の部分については、事業全般で求めている内容を評価の指標に書かせていただいております。市との十分な協議を行うこと、曜日が偏らないようにすること等のほか、資料1でも説明しました、複数の事業における市民を優遇したサービスを実施するという要求水準にしておりますので、そういった部分も評価する項目にしております。企画提案事業の項目は以上です。続いて次の区分、雇用・労働条件の区分です。ここについては、津市における雇用創出等の内容になりますが、変更点としまして、第1期指定管理期間においては、カフェについて福祉に寄与する人員体制がとられているかという項目で、評価は「×」になっていましたが、要求水準書の内容を変更しましたので、カフェについての項目としては削除することとしました。それに替わり、津市における雇用創出の部分で、福祉に寄与する人材の雇用に配慮しつつ努めているかという形で書かせていただいております。最後の区分の収支状況です。この部分については、収入の増加のための取組という部分と、支出については経費削減もちろん大事ですが、ただ削減するだけではなく必要な部分については支出を行うということで、効率的、効果的な運営という観点で必要な支出が確保されているかという部分。そしてまた青字の部分、これは資料1の説明で申し上げました、提案内容の達成の度合いをペナルティに追加した部分に関連する話なんですけれども、いわゆる事業費に占める地元への発注額の割合という内容を提案時に求めましたので、内容的には支出に関連する項目ということで、この項目に評価の指標として書かせていただいております。歳入については、たとえば補助金や協賛金の確保に取り組んでいるとか、あるいは施設管理運営の中で収入確保に向けた取組が積極的に行われているか、こういった部分を評価の指標としたいと思っております。評価の項目の説明としては以上になります。続いて表の下にあります、「評価基準の見直しについて（4段階評価基準の配点等の修正）」の部分ですけれども、各評価項目、それぞれに「◎」、「○」、「△」、「×」という形で評価をしていきます。「◎」は仕様（要求水準）以上の成果をあげた取組を行っているもの、「○」は仕様どおりに適正に実施された、「△」は概ね仕様どおりではあるが一部改善を求めたもの、「×」は仕様どおりに実施できなかったものという内容になってい

ますが、まず配点として従来は「◎」から「×」までで10点、7点、3点、0点となっていた部分を一部見直させていただいて、「◎」「○」は変わっておりませんが「△」を3点から5点、「×」については0点から2点に変更させていただきたいと思っております。この変更の根拠として、一定の点数のシミュレーションを改めて行ってみましたところ、従来の配点の考え方で行くと、一定の評価項目で「○」を取っていても、内容によっては最終的な評価が最低ランクの「E」ランクになってしまうというシミュレーション結果となりましたので、もう少しその辺の条件を考えながら配点を少し上げる方向で整理をさせていただきました。

山田委員長：今の「A」から「E」ランクというのは、参考資料の「指定管理者評価マニュアル」の4ページに載っているわけですね。これが最終的な総合評価で、今までは色々点数出したのに評価が「C」になってしまうということが多かった。そういうようなことを念頭に考えてくださっているということです。

事務局：ありがとうございます。この「E」ランクの評価というのが、ペナルティにかかってきておりまして、もしこの事業評価が最低ランクの「E」となった場合、ペナルティとして指定管理料を一定額減額するという、厳しいペナルティを課すこととなりますので、やはりその辺の評価については慎重に考えたいというところもありました。例として申し上げると、極端な例ではあるんですが、「◎」、「○」、「△」、「×」がある中で、「○」と「△」だけとなった場合に、今までの配点の考え方で行くと「○」が3分の2以上あっても「△」が3分の1弱、具体的に言うと27項目のうち20個が「○」で「△」が7という状況であっても、今の評価で行くと「E」になってしまうという、そういう状況になっていました。これを今回の案で見直していくと、「△」が過半数、27項目で言うと14個が「△」になった時には「E」ランクになるという状況になってますので、少なくとも第1期の時の配点の考え方、特に下位「△」「×」の点数配分だと、ちょっと厳しい評価のランクになってしまうという部分がございますので見直させていただいています。文言の部分についても、たとえば「評価の指標」のうち一つでも達成できていない、実施できていないものがあれば「×」にするという考え方を示させていただいておりますが、そうなってくると、例えばその項目についてほとんどのことができていても、一つの点では完全に未達成という部分があれば、その項目は「×」にせざるを得ない。これまでもそのような考え方ではあったんですけども、それでいくとこの評価基準の「◎」、「○」、「△」、「×」にある書かれ方として、「非常に良い」、「良い」、「やや悪い」、「悪い」という部分もイメージとして異なってくる部分もございますので、今回評価を行う考え方に基づいた形で、「やや悪い」とか「悪い」という部分の表現は削除し、「×」についても「仕様どおりに実施できなかった事項があるもの」というように実際の評価の仕方に沿った文言に変更させていただきたいという案になります。一番下の評価方法の考え方は、先程述べたとおりのことを書かせていただいているものになります。長くなりましたが、説明は以上となります。

山田委員長：詳しく説明させていただいてありがとうございます。それでは資料1と2になりますけれども、まずはご質問とかがあったらそちらを先に言っていただくか、あるいは全体的なご意見についても色々お気付きの点ご指摘いただければというふうに思います。

中森委員：市が実施する事業に対して支援・協力が行われたかという文言があるんですけど、この前、市の行事として四季の彩り祭りの新春祭をやらしていただいたんですが、終わった後、見に来てくれたお客さんから、2階の受付のところに、普段何もない時に置かれている「立入禁止」の看板が舞台発表の間一日中置かれていた。だからトイレも行けない、置いてある椅子で食事もできない。いろんな事情があるにしても、立入禁止ならこういう理由で遠

慮くださいとか、そういうふうな対応が必要ではないかということと言われたんです。そういうことがあって、アルスプラザ職員にそれを伝えたら、「受付の人が動かしたのではないですか」という返答が返ってきたわけです。受付は出演者が順番に交替でしているから、物を動かすとかそういうことは一切わからない人たちばかりなので。今回初めてお客さんからそういう苦情をいただいてしまったんですよ。この件について四季の彩り祭りの会議の時に、みんなで担当を決めてちゃんと周りを見張ることをしないといけないのではないかという意見を私が出したんです。そうしたら一人の人が、その前の日に歩こう会で歩いていて、お昼を食べる所がなかったの、アルスプラザでその辺にある椅子を借りて食事させてもらえませんかと聞いたら、空いているところがあったら適当に使っていいという返事をいただいた。どこも空いていなかったの、立入禁止の看板を動かして奥のソファでご飯を食べたと。次の日にアルスプラザの職員から電話を頂いたときに、立入禁止を動かして、奥でご飯を食べさせてもらったと言ったら、それは施設関係で決められた仕事だから勝手なことしてもらっては困ると怒られたと言うんです。だから、そういうのは全部施設管理の仕事だから、我々がそういうものをまた触ったら怒られるから、担当を決めるのはおかしいという意見が出てきたわけなんです。結局担当を決めるわけにもいかず、行き詰ってしまったような状況で、だからそのたった一つの立入禁止の看板がどれだけお客さんにご迷惑をかけたかなんです。トイレは降りてこなくてはいけなし、下のトイレはそんなに数もないし、食事も今までは、休憩時間はプログラムには入れてなかったんですけど、それは駄目ということで12時20分から20分間、お昼の休憩を入れることにしました。そうすると皆さんその時間に移動されるわけです、休憩に食事いただこうと。その時に椅子も使えない、立入禁止だからトイレも行けないということであればどうなんですかと連絡もらったんですけど。だからそうやってくるとものすごく難しいんです。動かしたら駄目と言われる人も出てくるし。そういう場合はどのように解釈したらよろしいですか。

事務局：ありがとうございます。おっしゃっていただいた部分の個別の内容については、指定管理者側からも状況を聞き取ってみないと判断が付かない部分もありますので、今日お聞きした内容を踏まえて確認してみようと思いますのでよろしくお願いします。アルスプラザを活用していただく中で、希望が通らない話やこれが迷惑だったと思われるようなことについては、指定管理者に話をしてもらっているということであれば、そういったご意見やご要望、場合によっては苦情という形になるのかもしれませんが、そういったものについては指定管理者の方で集約するように求めている、市で報告を受けて、それに対しての対応がどうであったかについて評価することになってます。たとえばこの評価マニュアルの項目でいけば、「運営状況」の部分で、利用者の要望等がどのように集約されて対応してきたかという部分もあります。更にはその対応の内容もさることながら、丁寧な対応ができているか、納得いくような説明ができているかという点も求める項目ですので、そういった観点で報告も受けてこちらでも把握・評価するようにいたします。こういう場で聞く意見も含めいろいろな形でご意見は集約させていただくようになっていますので、そういった中で対応はしていけると思っています。繰り返しになりますが、実際の内容の部分についてはまた指定管理者にも聞き取らせて下さい。

中森委員：そうですよね、またやっていけないといけないので。すみません。

山田委員長：今の話はこの議論の文脈では、この運営状況の(4)の利用者の苦情、要望等の対応というところがちゃんとできているか、その辺りをもっとちゃんとしてほしいということになっているんですね。

大室委員：この評価項目がとてもコンパクトになって、わかりやすいと言いますか、僕でもはつきりわかるというか。こういった評価というのは結構難しいですね。なので、こういった基準があるというのはとても大事だと思うので、とてもいいなと思いました。資料1の方の質問なんですが、僕は創造事業の方で関わることが多いんですが、こちらの1本増加、実施本数の1本増加というのは具体的にはアーティスト・イン・レジデンスのような、そういった企画を1本増加するという見込みということでしょうか。

事務局：たとえば普及育成事業や協働事業は、その区分の中で細かく事業の種別を作って、それぞれに何本以上という形となっていますが、創造事業についてはその区分の中で年間何本以上という基準なので、具体的にこういう種類の事業が何本というわけではないのですが、おっしゃられとるとおりアーティスト・イン・レジデンスも含めた、施設を活用した創造のための作品づくり、津市の特性を活かした作品づくりのために行われる事業についての年間で求める本数を1本増加させたということです、アーティスト・イン・レジデンスも含めているという形になります。

大室委員：ありがとうございます。私も詳しくないのですが、それはその分予算が付いたということでしょうか。

事務局：金額だけでいくと、このアルスプラザの指定管理の仕組みとしまして、企画提案事業の収支については、このホールの規模等を考えると、どうしても赤字になってしまうという前提で、どれくらい赤字の補填を見込めるかという部分で指定管理料を見込んでおりまして、その規模が大体年間3千万円ぐらいになっています。その数字だけで見ると微増というぐらいではあるんですけど減ってはいないです。やや予算を増やしているということになっています。ただ一方で事業の規模としては資料1でもお示したように、それ以上に増やす内容として求めています。

大室委員：ありがとうございます。もう一点だけ資料1の方で質問ですが、3番目のインセンティブ・ペナルティ制度の見直しというところで、インセンティブについては廃止するということになっていますけども、これは具体的、内容的には廃止しても問題ないという判断をされたということによろしいですね。

事務局：そうですね、内部で話し合いまして、インセンティブの条件がすごく良かったというか、ある種形骸化とまでは言わないですけど、結果としてこの達成状況、たとえば来館者数や利用者数、あとはアンケートの満足度が項目になっていたのですが、当初の想定よりもはるかに好調な実績でした。もちろん指定管理者自身の努力というところもあったとは思いますが、想定よりもだいぶ大きな部分ではあったので、一旦このインセンティブという部分については予算的な事情もあったんですけど、見直すという考えに至りました。

大室委員：ありがとうございました。到達することができないような、途轍もない数字なのかと思いましたが逆でした。

事務局：そうですね前年度は達成をしていたということです。

大室委員：ありがとうございました。

山田委員長：全体のことでいくつか質問したいことがあります。この会議が記録に残っていく

ということで、言うべきことはちゃんと言っておかないといけないなというふうに思うんですけど、基本的には大室委員がおっしゃったように、新しい評価項目や評価指標というのは、非常にまずわかりやすくなっていると言いますよ、評価項目についても簡潔でわかりやすいという感じで設定されているなというふうに思いますし、評価項目を評価する上でのこの指標というのも、読んでいくと色々考慮されているというか、評価指標の構成というのは、読んでいくと一つは質的・内容的に評価する部分と、量的に評価する部分と、ちゃんと分けながら一つの項目の中に内容や質を評価する指標と、それから量的な部分の達成度を評価するという2つの要素からそれぞれ構成されているので、そういう点では非常に的確に指標が作られていると思います。量的な所の指標は、その達成度合いは非常に明確に出ると思うんですけど、質的な所は具体的な作業の中で詰めていかなければいけない面があるとは思いますが、でもそういう質と量の両方から評価しようということになっているのがいいかなと思います。それから、自主事業（企画提案事業）の方も、内容的な面が、要求水準書に示される内容を踏まえた指標になっているところで、これもある意味で分かりやすい形になっていると思いました。ちょっと第3者の人が見たときに分かりにくいなと思ったのは、1番最初にある「管理状況」の(1)と(2)の評価指標に、「提案内容による」という記載で始まっているんですが、これは、私たちのように評価の方から関係しているものからすれば、指定管理者が出した提案っていうことがわかると思うんですけど、ここに「提案内容による」とだけ書かれていると、一体誰が提案したのかっていうのが分からないっていうか、市が提案してるのかも知れないし。だから、そこら辺をもうちょっと分かりやすくした方がいいなっていう風に思いました。それから、項目(5)の個人情報保護にかかわって、今A Iのこともあって著作権に関していろんなところで問題になっていると思うんですけども、文言で書くのはなかなか難しい部分もあるかなっていう風には思うんですけど、非常に大事な点として、今、文化芸術関係では著作権のことが問題になっているので、ぜひ問題意識を持って考えていただけるとよいと思います。実際に専門家の人達が作品を作っていくときっていうのは、かなり意識するっていう風に思うんですけど、やっぱり市民の人が作品を作っていく場合がありますよね。その場合っていうのは本当に容易にA Iを使ってセリフだとかシーンだとか簡単に、作れちゃうんですよね。例えば、今実演芸術で問題になっているのは、あるアーティストの動きを全て記録しといて、その人がいなくても、全部その人の動きとしてA Iで構成できちゃうって作品ができちゃうっていう世界になっているはずなんですよ。だから、ますます実演芸術でアーティストの著作権っていうのをどう守るのかっていうのは、かなり、ヨーロッパなんかではすごいうるさくなっていて、日本はまだ、あんまりそこら辺がうるさくないので、今検討中だと言う風に思うんですけども、私の身近の人達も、簡単にA Iを使って文章を書いたりして、A I使ったらこの文章はどこを出典にしているだろうって調べて確認しないと文章書けないですよ。そんなことをA Iと戦いながら文章を書くなんてやってられないと思って、私は絶対A Iは使わないんですけども、そういう時代になっているので、ぜひ日常の業務のなかでも、ちょっと気をつけながら作業していて、必要な工夫とかしていただけることが必要かなっていう風に思ってます。それから、運営状況の(2)の利用者満足度について、利用者アンケート等による満足度調査っていう風に評価の指標に書いてありますけれど、今まで、指定管理者の方で第3者に依頼して満足度調査とかしていましたよね。それと、利用者アンケートとその両方を使ってやってたわけですけども、基本的には、この利用者アンケートを主に使っていくという形でいいんですかね。

事務局：まず、満足度調査の部分の考え方ですけども、第1期の指定管理期間においてはこの項目についてはそういった満足度調査の結果を基に判定をしていたところです。その内容としては、第三者委託した顧客満足度調査と、もう1つ指定管理者自身が行っているアンケートに満足度の項目を途中から追加したものがあり2つの指標がありました。どちらもアン

ケートの結果的には高く、具体的には90%越えの満足度でした。今回第2期に当たってどちらを使っていくかについてははっきり決めてはいないんですけども、基本的には、サンプル数、分母の数っていう部分もやはり重要になるかと思います。第三者顧客満足度調査は、最初の頃は本当に数十件しかなくて、それがちょっと問題になっていたのが、直近の満足度調査を確認したら、貸館利用者調査で200件ぐらい、来館者利用者調査で500件ぐらいあったと思うので、それなりのサンプル数にはなっている。ただその指定管理者が独自で行っている利用者アンケートのサンプル数は5,000件とかそんな数になるので、今のところは、そちらの指定管理者自身の行っている利用者アンケートの方を中心していこうかなっていうのは担当としては考えております。参考情報としてはもちろん両方確認はした上でサンプル数の多い利用者アンケートを中心考えていきたいなというには考えています。あと先ほどおっしゃっていただいた提案内容の文言の部分は、確かにこれだけだと非常に分かりにくいというご指摘はもっともでしたので、この適正な人員配置と研修のところ以外にも、何箇所かに書いてあると思うので、見直して主体がわかるような書き方に改めたいと思います。2つ目のご指摘の著作権保護の部分についてもご指摘ありがとうございます。非常に重要な部分かと思うので、当然意識としては持っておくと共に、指定管理者側にも共有した上で意識を持たせることと、具体的に今後事業を色々展開していく中で、そういったものが直接絡んでくるような事業も追加されてくる可能性もありますので、注意していくような形でやって行きたいと思います。この評価の項目や指標の部分に具体的に書き込めるかどうかまでは、何とも言えない部分ではあるんですけども、関係するとすれば、管理状況の3つ目の関係法令等の遵守に関わってくる部分かなと思っておりますので、そういった部分についても意識はしていきたいと思っています。

山田委員長：まだいろいろご意見あると思うんですが、今日欠席されている、岩田委員からも、ご意見が出ていうことで、それも皆さんで共有できればという風に思うので、これについてちょっと説明をお願いします。

事務局：岩田委員からは、ご欠席と伺っておりまして、事前に直接お会いして、今回お示しました資料1と資料2に関してご確認いただくようお願いしまして、先日、それを踏まえたご意見を頂きました。大きく4つです。黒字の部分が岩田委員がご記入いただいた部分でして、赤字の部分がそれに対して事務局としてのご意見に対する検討の方向性というのを参考に書かせていただいています。順に説明させていただきますと、まず1つ目、管理状況(7)、修正案のほうでいくと、管理状況の(7)緊急時等に備えた危機管理管理対応ということで、評価の指標という部分が、緊急時、非常時というのが主となっているということで、日頃の安全に関することについて職員のそれぞれのアンテナ感度を上げる教育という観点も必要なんじゃないかというご意見でした。ここにつきましては、平時の対応も含んだ部分ではあるんですけども、書かせてもらってる評価の指標としましては、緊急時に備えた何らかの対応っていう部分の書き方だけではあるんで、例として書かせて頂いてますが、日頃の安全管理っていう所で言うと、やはり事故の発生を未然に防ぐということが必要であると思いますので、事故防止等っていう形で例示させて頂いて、平時における安全管理にかかる教育や啓発などが行われているか、研修であったり、あるいは、啓発活動で安全衛生活動であったりとか、そういうことが、行われているかどうかという部分、さらには具体的なそういった防止対策、日頃から意識を持って対策が行われているかというのを、評価できるかなとは思っていますので、こういったニュアンスの文言を評価の指標のところに入れていくのは良いかなと思っております。次に2つ目です。自主事業・企画提案事業の観点に新設した(6)地域文化ホール活用事業です。こちらに関してのご意見としましては、各地域の文化協会との連携に関しての内容を入れたらどうかということでした。この件に関しましては、要求水準書上、求め

ている事項としては、地域関係者と協議を行うなど、施設状況や地域の特性を踏まえた上で、具体的な内容を企画決定するという内容に留めておりました。もちろん、思いとしては、岩田委員のおっしゃるように、地域のそういった文化協会さんとも協力しながら、例えばですけども、一緒にその舞台公演を作っていく、地域の文化協会さん達にも参加、出演してもらいながらしていく。そんなイメージも理想としては考えてはいるんですけども、それを完全な条件付けにしまうと、なかなか制約が出てくるかなという部分がありましたので、要求水準書上はこのぐらいの書き方に留めております。ただ、岩田委員のご意見も踏まえまして、これも記載例としてですが、企画に当たっては、地域の文化協会などの地域関係者との協議・連携に努めているかという、項目はあってもいいのかなという形で考えております。続いて3番目、雇用労働条件の部分です。ここに関しましては、ハラスメントに対応する独立した体制があるか、を追加した方が良く考えるというご意見で、こちらに関しても、要求水準書にハラスメント防止に関しての具体的な記載はないんですけども、ハラスメントに防止にかかる対応は、関係法令等で義務付けられておりますので、もし加えるとするればですけども、「関係法令に基づいたハラスメント防止の体制構築や取り組みが行われているか」という文言を追加するのは1つかなと思っております。ただ、この書き方にすると、内容的には法令遵守にかかってくる内容になってきますので、岩田委員は雇用労働条件、をより良くする為という意味合いでおっしゃっていただいている部分はあるかと思うんですが、記載箇所としてはこの雇用労働条件にするか、もしくは関係法令等の遵守にするか、というところは検討する必要があるかなという部分です。あとはこの部分だけを特出しして書くのはどうかという部分はあるんですけども、先ほど山田委員長がおっしゃられたような著作権保護の問題も含めて、近年、特に問題視されている部分として具体的な例示を書かせてもらうというののも一つですし、内容としては一旦、明記するのは見送らせていただいて、関係法令遵守の中で、指定管理者と協議してちゃんと意識して進めていくようにするという形に留めるのも一つかなと思っております。最後に4つ目、収支状況です。業務改善に関する提案制度を追加したらどうかというご提案でした。これも要求水準書に戻るんですけども、一般的に法人等で取り入れられてる業務改善提案制度について導入までは要求水準書では求めておりませんので、この業務改善提案制度を行っているかまでは評価の指標に入れにくいかなというところなんです。ただ一方で、おっしゃられるような意味合いでいくと、要求水準書では、「質の高い市民サービスの提供と費用対効果の向上を図ること」や「本施設の管理運営にかかる業務の改善を常に進めるため、指定管理者はモニタリング等の必要な業務を行うということ」とあるように、指定管理者制度の根幹に関わる部分の話の要素でもあるかと思うので、この部分については、「業務改善や費用対効果向上に向けた取り組みを行っているか」という様な内容を指標として書かせていただくかという考えではおります。岩田委員のご意見に対する考えは以上です。

山田委員長：岩田委員のご意見ですが、これに関して何かお気づきの点ございますでしょうか。では私の方から2つあるんですけど、ハラスメントに関しては、今、カスタマーハラスメントを含めて問題になって、法令も確か昨年改正されたはずですよ。だからそういう意味では広い感じになっていて、どこに記載するかという点に関しては、大体ハラスメントのことってというのは、一般企業とかでは就業規則に入ってるはずですよ。だからそこにハラスメントに関しての条項が入っているならば、法令に基づいて労働環境も保たれているって言うようなことが言えるので、敢えてここに書かなくても済むかもしれないって言いますかね。ちゃんと明記するか、あるいは明記しなくても就業規則に書かれていればちゃんと考えられているようにも考えられるので、そういう点でも、ご検討いただけるかなと思いました。それからもう1つの業務改善については、改めて岩田委員よく色々考えられてるなと思ったんですけど、全体の評価項目を見た時に、管理運営のあり方に関する項目っていうのが、あ

まりないんですよね。前はあった「効率的・効果的な管理運営」という項目が無くなってるので、入れにくい部分があるのかなと思って、ただ収支の所とは違うのかなとは思っているので、これもちっとそういう観点からも検討して頂けるといいかなと思いました。評価項目のことについて、他に何かお気づきの点ありますでしょうか。よろしいでしょうか。この評価項目はもう少しブラッシュアップされるかもしれないですけど、これで来年度から、私たちは評価するっていうことになっていくという風に思います。

中森委員：もう一つだけよろしいですか。この前アーティストで呼んでほしい人があったんで、アルスプラザに頼んだんですけど、色々あったみたいで折り合い付かなかったとかみたいで、駄目になったんですけども、そのときに館長と話をしたら、自分で呼んだらよいのではということと言われて、それも一つの選択肢かなと思ったんですけども、アルスプラザの土日の貸館は2日位空いてるだけで全部いっぱいなんですよね。パソコンとかで見ても何があるから詰まってるとか詳細はほとんど書いてない。それでちょっと知り合いの人に聞いたら、自分たちが舞台でやる練習が土日にすごく入ってると。その練習を舞台でやってるっていうんですよね。それが結構多いらしいんです。私たちの感覚っていうのは本当に舞台使うのは前日のリハーサルぐらいなもので、普段の練習っていうのは月に1回、2回とか。お金もかかるし。でもそういう練習のために全部入ってしまっていて、自分で事業したいなと思ってもアルスプラザの空いてる所が合わない。そういうことに今回初めて自分が遭遇しちゃった訳なんです。リージョンプラザに聞いたら、2日ぐらい空いていたらしくて。リージョンプラザの方の担当者の話ではちゃんと抽選日があるって言うんで、アルスプラザはそういうのがあるのかどうか知らないですけど、舞台の本番のための練習に舞台を結構使ってるのは土日が多いって言うのを聞いているんで、それってちょっと偏ってないかなっていう気持ちはあるんですけど、どうなんでしょうか。

山田委員長：それも聞いてみないと分からないんですけど、ちゃんと規定どおりに公開で予約をしてくださいというシステムがありますよね。予約期間があって、集中した場合は抽選とか何らかのシステムを取っているはずですよ。それで正式な形で予約をして使っている場合は、アルスプラザ側の人達も練習には使っちゃいけません、本番であれば使っているというようなことは言えない。正規に平等にちゃんと機会を設けていれば文句は言えないかもしれない。

中森委員：でも一市民としては、同じ人ばかりが練習のために使うという偏ってる状況、そういうのはやっぱりどうか。使いたいときに使えない。同じ人ばかりがこうやって年間通して借りているのがまかり通るっていうのも。

山田委員長：それは借り方を後でちょっと質問してみたらどうでしょうかね。

中森委員：結局、携帯電話とかパソコンで見ても、詰まってる理由やどういうものがあるかが全然掲載されてないんで、そういうのもどうかなと思ったんですけど。

山田委員長：でも、申し込みの制度っていうのはちゃんとしてるわけですね。

中森委員：そうじゃなきゃ使えないんですけどね。私的には偏っている状況、同じ人ばかり、一つの催し物のために、年間ずっと通して使われるっていうのはどうかと思います。

山田委員長：はい。それでは評価項目の所については、一応これで終わってよろしいでしょう

か。それでは評価項目について色々ご意見出していただいた件のまとめとしては、少し検討すべき課題があったわけなんですけれども、一応最終的にどういう方向でまとめたかについて、最終的な案を委員に送付していただいて確認して終わっていくっていう、そういうことでどうでしょうか。よろしいでしょうか。事務局と私に一任っていうのは、いくつか項目があったので、やっぱり委員の皆さんで確認しておいていただいた方がいいかなというふうに思います。よろしくお願いします。それでは、事項2の「令和7年度管理運営状況等について」に移りたいと思います。ここからはですね、説明員として久居アルスプラザの指定管理者のケイミックスパブリックビジネスさんに入室していただいて、色々説明をしていただこうと思いますけど、それでよろしいでしょうか。はい。ではお願いします。

中森委員：空いてる時間にお伺いしたいんですけど、市民サービスコーナーは1月で閉めてますよね。あとはどういう風なことを行政としては考えてらっしゃるんですか。

事務局：まだ指定管理者と協議を進めている段階ではあるんですけども、市民サービスコーナーのスペースを活用して、何らかの利用者サービス向上になるような形にできないかと考えています。

中森委員：業者を募っているという感じですか。

事務局：そういった形ではなくて、あくまで指定管理者が単独で直接的に行える範囲での対応です。1つの案としてはそこをキッズスペースにするという案もあったんですが、直接的な問題として、元々あるカウンターがかなり大きなものでして、それを撤去するのに色々問題が生じてまして、それもあるスペースの使い方を今まだ検討しているところです。今はそのスペースと、目の前のコピー機とチラシが置いてあるスペースの両方を併せて考える形で、どのような活用ができるかというのを考えていますが、利用者向けのコーナーや、バックヤード的なスペース等の複数の考え方を詰めており、まだ最終決定ではないです。

中森委員：承知しました。

(指定管理者入室)

・指定管理者出席者自己紹介

山田委員長：それでは事項2「令和7年度管理運営状況等について」、事務局お願いします。

事務局：それでは、事項2に進ませていただきます。この事項では、本年度の令和7年度の久居アルスプラザの管理運営における現在までの実施状況をご報告させていただきます。資料としましては、お手元の資料3、資料4、資料5をご覧ください。まず資料3と資料4ですが、先月末、1月末時点までの施設の利用人数と貸館の利用状況の一覧になっております。資料5につきましては、同じく指定管理者が企画・実施しております、企画提案事業の令和7年度の現在までの実施状況になります。それぞれの詳細に関しましては、指定管理者からご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

指定管理者：資料3でございます。利用人数に関してのものでございまして、表の欄外に目標として75%という数字を記載させていただいております。展示施設、活動施設、アトスペース、ホールという分け方で表が構成されていますが、展示施設に関しましては、ギャラリーとかミーティングルームについては概ね目標の数値に達していますが、小計としては、

33. 1%という数字になっていると思います。これは壁面等が、年間通して利用されるということが少ないものでございますから、平均値が落ちてしまっているということになります。活動施設に関しましては、ご覧のとおり80%から100%まで高い数字になっております。平均で90%ぐらいというところで、これに関しましては、音楽系のミュージックルーム1、2、バンドルーム、ピアノルームといったところが、人気のスペースになっておりまして、ピアノルームに関しまして、ほぼ毎日利用があつて人気があります。ミュージックルームに関しましては1の部屋の方が以前はやや少なかったのですが利用率が上がってきまして90%を超えているという状況になっております。こういったところに関しましては、利用も多く様々な方が使われるので、メンテナンスという部分もかなり出てくるんですけど、利用者のアンケートに不具合等について書いてもらつてある時は専門の業者を呼ぶ等すぐ対応するようにしています。ピアノルームに関しても毎月1回定期的な調律をするほか、その間に不具合があればすぐ対応をするという感じで、良い環境で皆さんに利用していただけるように配慮させていただいているところでもあります。ホールやアートスペースに関しても、地域の敬老会とかお祭りであつたりとか地域の中学校など幅広く活用されております。ギャラリーは、洋画展等の作品の展示であつたりとか、マルシェ等でご利用を頂いてるところです。1月末現在の要求水準利用率は86.9%というところで、前年が88.5%だったので、同じような着地になっているのではないかなと思っております。次に資料4の利用人数の関係でございます。利用人数に関しましては、展示施設、活動施設、ホール、アートスペースを含めまして今のところ前年に比べると高い数字になっています。来館者数に関しましては、24万3,449人というところで、だいたい月平均2万4千人ぐらいの方がご来館されるというところで、その中で1万人ぐらいの方が諸室やホール等の貸館を利用されているという形になっております。去年の来館者数が29万人ちょっとだったと思います。今のペースで行きますと、ちょっと超えるぐらいかなという状況だと思います。利用者数の目標のところが11万人ですけど、12万5千人ぐらいから12万7千人ぐらいの間、来館者数は29万3千人あたりと思っています。いずれにしても、利用されている地域の方に喜んで楽しんで使っていただけるような環境でご利用いただけるように、今後も努めていきたいと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。続きまして、資料5の説明をさせていただきます。こちらは令和7年度の企画提案事業の実施状況となっております。この表の1番左側の方に市からの要求水準書内容の記載がありまして、そちらに対応した企画提案事業の実施内容が右側に記載されております。なお、色が付いた行は、本日以降に実施するもの、または直近の実施となり、入場者数等が現在集計中のものとなっておりますのでご容赦くださいませ。令和7年度は指定管理第2期となりまして、事業数も増加し、令和6年度に年間40事業であったものに対して、令和7年度は年間45事業となっております。資料の1番左側の列をご覧ください。区分という列がございます。これは要求水準書に対応する区分となっているんですけども、令和6年度までは6区分だったものが、令和7年度から地域文化ホール活用事業という区分を加えまして、全部で7区分という風になっております。では1ページ目から、まず創造事業についてご説明いたします。市民と共に津市ならではの舞台芸術作りを実施するこの事業、今年度は4本実施しております。アルスプラザの開館5周年を記念し、地域初のウインドオーケストラを立ち上げたアルススーパープラス、こちらは非常に多数の応募がございました。現在91名のアマチュア演奏家が在籍しております。団長である脇岡の指導のもとで、3月の本番に向けて現在練習中でございます。その他、地域の子どもたちがプロの演奏家のご指導のもと舞台に立つ子供のミュージカルプロジェクト、そして、国内外の芸術家に津市に滞在していただきまして、津市に根差したアート作品を制作、展示する勢州久居アトライズのプロジェクト、そして最後に、市民の文化活動の更なるステップアップを支援するアルス企画支援プロジェクトを実施しております。こちらは3月に2団体選出しまして今後実施予定となっております。続きまして、

左側の区分の、鑑賞事業についてご説明いたします。多様で質の高い公演を実施する本事業区分ですが、今回は7本実施中でございます。シンガーソングライターとして知られるスガシカオさん、また、若年層を中心に人気の音楽ユニットの水曜日のカンパネラさん。この両公演のチケットは完売となりまして、多くの方に楽しんでいただきました。また、館長の脇岡自身が指揮をとったニューイヤーコンサート、大阪交響楽団による三大交響曲のコンサートや、NHKの人気番組、びじゅチューンのコンサート。この2つも満席となりまして、多くの市民に質の高い芸術をお届けすることができたんじゃないかなと考えております。続きまして、普及育成事業についてご説明いたします。こちらは、市民の主体的な芸術体験をテーマに、プロの実演家による吹奏楽クリニックや、地元アーティストによる1年丸ごと育成プログラムの和太鼓塾等を実施しております。また、親子向けのコンサートやイベントですね、区分の下に小区分というものがあまして、例えばこのD区分の親子アミューズメント事業については、特に親子に訴求するようなプログラムを多数用意いたしました。また区分Eの文化芸術体験学習事業では多数の文化講座を開催しておりまして、様々な芸術活動に主体的に触れる機会を提供しております。続きまして、協働事業のご説明をさせていただきます。こちらは、地域の店舗や市民、隣接するふるさと文学館等と連携して、特色ある地域作りというものをテーマに様々なイベントを実施しております。例えば、地域にお住まいの芸術家の工房に市内の子どもたちと一緒に訪問していく、「津アーティスト工房」を実施しております。今年度は、美里の地域で家具を作ってもらっしゃる作家のアトリエに子供たちと一緒に訪問しまして、親子で制作体験をいたしました。また、「歩く、見る、撮る」これはですね、商店街を散歩しながら、地域の自分ならではの町の魅力を観察しまして、それを写真に捉えていただくという町歩きプログラムです。また、地域の店舗が集まって地域の魅力を伝えるマルシェを実施しております。これらは継続して実施しております。そして、久居八幡宮宝物展は、会館スタッフの地域リサーチから始まった企画となっております。久居八幡宮の禰宜さんに協力いただき、久居八幡宮に眠っている歴史的な文化遺産がありまして、それをなかなか展示する機会がないというご相談を受けて、それを形にした企画となっております。久居藩を開いた藤堂高通公の杖等が神社の中に眠っておりまして、それを神社と自治会の皆様等の協力を得て展示することができました。次のホンツヅキ三重と文芸フェスですが、地域の風物詩を作っていくプロジェクトとなっております。三重県の古本屋が集う古本市のホンツヅキ三重というものを毎年6月に開催しておりまして、令和7年度には初めて文芸フェスという企画を併せて開催しました。これは、地域初の文学の祭典を作っていこうというイベントでございます。小説やエッセイ、詩、短歌等、市民が自ら制作した文学作品を、市民自らの手で販売するというイベントになっておりまして、2日間で40枠用意したんですけれども早々に埋まってしまいまして、出店側からも来場者からも人気のイベントの1年目となっております。これも継続予定となっております。5年目を迎えて、地域文化の中心地として、これらの協働事業を通して、市民に求められる企画を市民と一緒に育てていくということを考えております。続きまして国内国際交流事業についてご説明いたします。特性や出自を問わずに文化を開いていくということをテーマに実施しておりまして、文化を介して活力ある地域生活に寄与するための事業区分という風に理解しております。たとえば外国人住民を対象に、日本文化に親しむやさしい日本語落語を実施したり、障がいも世代も越えて楽しめるリラクソパフォーマンスとして、ラストラダカンパニーの「サーカスの灯」、これは、言語を介さないノンバーバルというボディランゲージやパントマイムを通して表現する舞台公演となっております。また、きらめきアート展覧会、これはいわゆるアールブリュットという障がいをもった方々のアート作品の展覧会を実施しております。また、久居商店街の方々と一緒に連携しまして、今、商店街のどういうところをアルスプラザと共同して変えていけるかみたいなことを一度話し合いまして、今年度は、悩みとして何の店か分からないんじゃないか、どういった商品があってどういう人がいるのかがわからないと、

ちょっとお店に入りづらいんじゃないかという意見が商店街の方からありました。それに対して、もうちょっと見える化していこうということで、フリーペーパーとして久居商店街の一部を深く理解できるような冊子を作ろうというプロジェクトで、ちょうど昨日納品がされましたのを添付させていただいています。そして夏休みに子供たちを対象にしたワークショップフェスティバルである「夏休みこども広場」、こちらは例えば今年ですと、チリメンモンスターを探そうというイベント、このチリメンモンスターというのはシラス等の中にたまに小さい蟹等のユニークな生き物が紛れ込んだりしているんですけど、そういったものを探すイベントとか、ミニ四駆をみんなで楽しんだり組み立てたりするイベントとか、そういった手軽に参加できる子供たちのワークショップというのを夏休みに求めている保護者の方が多かったので毎年夏休みに開催しているイベントになります。こういった、どんな人でも文化を通して楽しく生活ができる機会を提供する区分として理解しております。続きまして、次の区分の地域文化ホール活用事業、こちらは、今年度から新たに実施している事業となっております。市内の公共施設の活用及び津市のどの地域にお住まいであっても気軽に文化技術を楽しめる機会を提供する事業という風に理解しております。具体的には河芸公民館と美里文化センターにて、津市出身の和楽器奏者の服部博之さんと駒田早代さんのセッションライブを開催しました。また、美杉総合文化センターでは、美杉地域出身のソプラノ歌手である小林史子様を始め地域のプロの演奏家を招き、館長の脇岡のコーディネートのもと心温まる童謡のコンサートを開催いたしました。そんな風に地域のアーティストを主に起用しております。これは、地域のアーティストに対して一つテーマがありまして、地域のアーティストのファンを地域で作っていくということが地域のアーティストの活動地盤になっていくと思っております。地域で頑張っていく人が東京に行ってしまうんですね。それはなぜかと言うと活躍の機会が少ないということや経済的に回していけないといった現状がどうしてもある。地域でアーティスト活動が続けていけないという意見があって、それを何とかして改善していこうというテーマもこの中に含まれておりまして、そういったところに訴求していきたいという風に考えております。続きまして、受託事業、こちらは市が主催する津市美術展覧会や津市民文化祭等の実施に協力させていただいております。続きまして、開館5周年事業、こちらは令和7年度だけ特別に実施する枠となっております。実施方針としては、アルスプラザのグランドオープンからの5周年目を迎えることから、改めてアルスプラザを市内外に広くPRすること及び周辺地域の活性化を図ることを目的とするという事業となっております。5周年に何を実施するかということ色々考えましたが、これまでの5年間は新しくなった施設のPRに力を割いた5年間ではあったと思っております。その結果、稼働率等にも現れてるので良好だったかなという風には思っているんですけども、改めてアルスプラザでは5年間何をやってきたのかというのを振り返ってもらいたい、よく知ってもらいたいという思いがありまして、アルスプラザの企画提案事業のポスターを展示いたしました。それと共に、久居商工会議所と連携しまして、久居商店街の今までの歩みというものを写真を通じて展示する企画を同時開催させていただきました。アルスプラザは地域の中で関係していくハブとなる施設ですので、商店街は欠かせないという風に考えました。その上で、商店街とアルスプラザ、両方の歩みを改めて見てもらうことで、この先の未来を考えるきっかけとなってもらえるかなと思って実施しております。次のアルスマるごとプレイパークですが、これはアルスプラザでもっと自由に遊べるきっかけを作りたいと思いまして、アルスプラザの中に常設型の子供向けのワークショップ等を設置した期間でございました。具体的には、アルスプラザに多くの大きなガラスの窓がありますので、そういったガラスの窓にクレヨンで絵を描ける企画、テーブルを設置してものづくりのワークショップを自分達で考えてできるというような仕掛けを様々作りました。これは非常に人気があって、ガラスの壁がすぐに黒くなってしまうほど皆さんにご愛好いただきました。続きまして追加事業として実施したものがございます。「岸谷香～KAORI PARADISE 2025」というツアーの一部

で、共催として実施した事業になるんですけれども、満席で市民の皆様に楽しんでいただけたかと思っています。以上が令和7年度の事業の概要となっております。続きまして、令和8年度の事業計画についてご説明させていただきます。記載のとおり全部で42事業の実施を予定しております。今、説明させていただきました創造事業、鑑賞事業、普及育成事業、協働事業、国内国際交流事業、地域文化ホール活用事業等を実施してまいります。一部をご紹介します。チラシの画像をご覧ください。創造事業では、先日今年度のミュージカルを終えたんですけれども、早速また次のミュージカルの募集が3月7日から始まります。今回はオズの魔法使いという演目をさせていただきます。非常に人気の高い演目ございまして、これも市内で活躍されてます演出家の鳴海康平さんの演出のもと実施をさせていただきます。次に、高田本山専修寺の薪能、こちらも国宝の目前で能を500円で見ることができる人気のイベントとなっております。また、真ん中のオレンジ色のチラシ、親が楽しむゴスペル教室と書いてありますけれども、先ほど申しました普及育成事業の親子アミューズメント事業の一部として開催しております。親子アミューズメント事業自体は、親子で楽しめるイベントというくくりがあるんですけれども、これまで色々イベントをやっていく中で、ご意見頂きました。例えば、親子向けのコンサートをするアンケートの中に、こういうイベントはすごくありがたいけれども、どうしても子供が主役になってしまって自分たちが楽しめるものはなかなかできないという話をお伺いしました。よく考えてみますと、子育てというのはすごく大変ですし、子育てをする親がリフレッシュする時間もあつたほうがよいのではないかというふうに考えました。その中で毎週木曜日にゴスペル教室を開きまして、子供連れでもいいですし、連れてこなくてもいいんですけれども、もし連れてきた場合でも、看護師資格を有する方と保育士資格を有する方を配置しまして、子供たちをあまり気にする事なく自分が楽しむために歌を歌える、そういう場作りとしてのイベントを実施していく予定でございます。続きまして文芸フェス、こちらは、現在出展者の募集をかけたんですけれども、今年は金曜日の平日も含めて金土日と枠を増やしていたんですけれども、土日が全て埋まっております。金曜日あと数枠というところになっており、非常に人気のイベントでやって良かったなというふうに思っております。続きまして最後に地域文化ホール活用事業について1つの例を取り上げますと、美杉の文化ホールでジャズコンサートを実施する予定でございます。こちらは、本格的なジャズコンサートとして、大人も子供も楽しめるものを実施しようと思っております。グリーンジャズと題して5月に開催予定です。簡単ですけれども令和8年度の事業計画についてご説明差し上げました。

山田委員長：はい。ありがとうございます。では、今年度の実施状況と、来年度の事業計画をご説明いただきましたが何かご質問やご意見ありますか。

大室委員：ご説明ありがとうございます。今年度、ちょっと行ってみたいイベントがたくさんあって、楽しそうだなと思って見てました。資料3の方で、多分皆さんも気になったことかと思われそうですけれども、先ほどご説明にありました人気のあるスペース、100%超えて予約困難というスペースがいくつかあるというのはとても喜ばしいと思うのですが、予約できない方への対応ですね、そういった人気のスペースをもっと増やすことも出来るのかな、とか色々対応があるかと思うんですけど、そのあたりをどのようにお考えなのかというのが質問として一つ。それともう一つ、同じ資料になりますけれども、この要求水準利用率の対象外の施設として壁面とかロビーというのがあります。この壁面というのは、実際に活用していくのが施設管理として目指したいところなのか、やっぱりこういう壁面というのはどうしても現状復旧とかとても難しいと思うので、そういったところの活用について、積極的にしていきたいか、もしくは消極的なのかというところを現場の事情も兼ねてお伺いしたいなと思います。

指定管理者：はい。壁面については、主に皆さんギャラリーでやりたいという希望が多いので、壁面だとある程度制限されるということで、こちらとしては全然別に壁面を使っていた方がいいんですけど、やはり、ギャラリーの方を希望される方が多いみたいです。

指定管理者：実際、壁面を利用されている方については、ギャラリーで使っていたりの方もありますし、ギャラリーで使っていたりの方の知り合いとかが安価で気軽に飾れる、そういうものの展示したいというご希望の方が現在使われているところからいきますと、まだまだ需要はあるのかなというふうに思います。ただ現状アピールされていないというのが現状なので、やりようによってはもっと稼働率を上げることは可能だと思います。

大室委員：ありがとうございます。ガラスの絵を描く企画がとても楽しかったようなので、そういったコンテンツが壁面とかでも色々用意できるかなと思いますので、もしかしたらそういった可能性もまだまだあるかなと思います。

山田委員長：あともう一つは、申し込みが人で、ホールとか色々所がなかなか空いてるところがなくて使いたい人が使えないという状況も生まれているようなんですけども、その辺のところはどうでしょうか。

指定管理者：現在、申し込みのときに、ここが空いてますよとか、こちらから提案等を丁寧に勧めていって来ていただける方々のニーズに合うところと一緒に探していくということかなと思っています。また委員がおっしゃられた部屋を増やすという点は今後の課題になるのかなと感じております。

山田委員長：ホールの申し込みは、期日があって申し込み者が多いと抽選みたいな形か。

指定管理者：はい。そうですね。毎月1年後の分、来年の3月だったら今年の3月1日の月初めに1年後の抽選会をしております。

山田委員長：はい。だから1年先の予約が動くというシステムだっていうね。

中森委員：1つの催し物の中で練習で舞台をよく使われているが、アートスペース等も適当に使っていただいて、舞台でなければならないものに対して配慮していただくような考えはございませんか。

指定管理者：今の質問なんですけど、イベントのことかと思っております。たとえば子どもミュージカルの練習やスーパーブラスの練習でホールを使わせていただくことはあります。我々としても市民の皆様にホールをお使いいただきたいところがありますので、できる限り無駄な予約はないようにしっかりと精査しているところでございます。子供たちの練習であったり、アマチュアの楽団の練習であったりというのは、ひとつのコンサートを作り上げていくに関しては、4ヶ月ぐらいは練習がどうしても必要となってしまうので、その関係でどうしてもホールを使用する場合があります、今回ですと、スーパーブラスは91名参加しているので、アートスペースで楽器を持って91名で練習という訳にはなかなかいかないというところがあります。ただ、我々としてもその辺りは厳しい目でチェックを行っています。毎月ホールを予約することを楽しみに来てくださる抽選会がございますので、必ず土日は1週は必ず開けるようにするとか、無駄な予約がないかどうかを抽選会の前に見直すようにし

ております。抽選会でもよくご希望の日程が既に埋まっていたという声は毎月のようにいただいているところですので、イベントで使うにしても、厳しい目を持って無駄な予約はないようにして最小限の利用ですむように一層心がけて進めていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

山田委員長：あと全体的なことで気が付いたことですが、今回第2期になって特に企画提案事業のところ、事業名がとても工夫されていると思うんですね。第1期の時は、この事業はどこの区分の事業に入るのかということがなかなかわからなかったり、この事業はこっちの面とこっちの面の両方の事業の側面があるということで、非常に成果を整理しにくいところがあったと思うのですが、今回それぞれの事業にちゃんと当てはまる事業名をつけて、非常に分かりやすく整理された事業になっていると思います。たとえば、普及育成事業の文化芸術プレイヤー育成事業であれば、プレイヤーのためのスキルアッププログラムになっていたり、人材育成事業だったら人材育成プログラムになってたり、親子アミューズメント事業だったら親子とアートの幸せ時間というネーミングになっていて、これはそのことをかなり意識してプログラムを作り上げていかれてるのかと思うのですが、とても工夫されていると思うので、一言コメントしていただけるといいなと思っています。

指定管理者：ご指摘のとおり少し意識をしております。この5年間やっていく中で、市民の皆様に伝えていくということが重要と思っておりました。そしてそれはおそらく津市も同様の考えであったのかなと思っておまして、なぜかと言うと第1期の要求水準書に比べて、第2期の要求水準書ではカテゴリー名が追加されていたんですね。普及育成事業に関しても、以前はなかったAからEまでの区分、文化芸術プレイヤー育成事業や文化芸術マネジメント人材育成事業等、津市の要求水準書によって明確に打ち出されていたところがございます。それを読み込んでいく中でしっかりと対応していこうという気持ちで事業計画を立てましたので、必然とそういう考えでイベントを作っていくようにと思って実施をしております。

山田委員長：もう一つだけすいません。先ほど話を聞いていて、本当に地域の人たちとよく対話しながら事業を考えられているなと思って。久居商店街の人と、お店がなかなか入りにくくて見えにくいっていうのを考えて企画をするとか。この前イベントの「FOODORI」に参加させていただいたんですけども、1階は食べ物エリアなんですけれど、2階がすごく面白かったんですね。アクセサリーを作る人たちがたくさんお店を出していて、よくこれだけ色々なアクセサリーを作ってる人たちを呼んだなと思って。アルスプラザは人をつかんできているんだなと思って、そういう地域との繋がりというのを大事にされている成果かなと思って、非常に興味深く参加させていただきました。

指定管理者：あの大雪の日に来てくださって誠にありがとうございます。様々な地域の店舗との関係性というのを重要視しながら、そして地域の様々な企業とも関係性を重視しながら実施しております。

山田委員長：他に何かご意見ありますでしょうか。また今年度の事業の評価は、来年度に行うことになっていくと思うので、そのときまた詳しく検討としていただければと思います。では今日はこの辺のところよろしいでしょうか。それでは一応本日の議事は以上ということで事務局にお返ししたいと思います。

事務局：本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。委員の皆様から頂き

ましたご意見につきましては、今後、津市並びに指定管理者において協議の上、適切に対応してまいります。最後に指定管理者からも一言お願いします。

指定管理者：本日はどうもお忙しいところありがとうございました。私共も今年から第2期を迎えまして気持ちを新たに運営しております。おかげさまでこの久居アルスプラザも人気のスポットになってるようで、よくそういう声を聞きます。来館者も利用者も順調に増えていて、いつまで増えていく分かりませんが本当にありがたいことです。開館5周年記念事業も皆さんに喜んでいただきまして終了しました。今年から新たに始めました地域文化ホール活用事業、こちらも9施設回って行っていますが、明後日の28日をもって9施設全部終わるということで、無事に皆さんに喜んでいただきたいと思います。これからも引き続き地域の文化芸術の中心として、また一層頑張っていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

事務局：それでは、これをもちまして会議を終了します。本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。